

## 産業建設委員会

当委員会の重点調査研究項目として掲げた2件について、平成29年度から2年間調査し議論を重ねてきました。

### 1、民泊をめぐる課題

高山市における観光客入込み数や宿泊数は外国人観光客を中心に好調の波を維持していますが、いわゆる民泊新法（平成30年6月）施行に伴う住民トラブルなど、地域住民への影響や飛騨高山ブランドのイメージダウンを不安視する声も聞かれたため、政策提言に向け飛騨高山旅館ホテル協同組合と分野別の意見交換会、および先進地である京都市の取り組みについて調査を実施しました。



ホテル旅館組合との意見交換会

**【現状】** 新法施行後、民泊21件25室、稼働率20%以下（平成31年2月現在）と、現時点において低調に推移しており保健所等への苦情もない状況で、市における影響は規制や条例制定を急ぐほど大きなものではないと判断しました。

**【方向性】** 今後の課題として、①市民や宿泊者の安心・安全の確保、②事業者の市域への参画、③専門窓口の設置という3点については認識を共有し、今後も引き続き動向を注視することとしました。

### 2、農業基盤整備の方向性

飛騨地域の米は、平成30年11月開催の米・食味分析鑑定コンクール等においても高い評価を受けましたが、少子高齢化も相まって農地や用水・農道などの基盤整備が遅れ、維持管理にも支障が出ている状況にあるため、今後の方向性を探ろうとコシヒカリ発祥の地である福井県が新たに開発し注目を集めているブランド米「いちほまれ」に関する視察や農業委員会およびJAひだ稲作協議会との意見交換会を行ってきました。

**【方向性】** 今後の農業基盤整備および営農政策の方向性として、①農地・農道等の草刈作業への市単独補助、②県営事業の促進、市単独事業の創設（用水路のパイプライン化）、③農業後継者の育成や認定農業者を活用した事業の創設、④新たな獣害対策プロジェクトの創設等について検討し、次期委員会に調査研究を引き継ぐこととしました。

## 政務活動費の報告

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもので、高山市議会では議会における会派（無会派の場合は個人）に対して所属議員数に20万円を乗じた額が1年間の交付限度額となります。

### 平成30年度 政務活動費交付実績

(単位: 円)

項目	創政クラブ	高山市政クラブ	高山市議会公明党	日本共産党高山市議団	岩垣議員	松山議員	谷津議員	清洲議員(議長)※
調査研究費	741,785	987,533	211,340	0	105,670	105,670	0	118,243
研修費	5,000	0	0	81,850	0	0	42,860	0
資料作成費	54,864	139,795	0	0	0	0	0	0
資料購入費	23,748	0	0	0	0	21,786	0	0
合計	825,397	1,127,328	211,340	81,850	105,670	127,456	42,860	118,243
所属議員数	9人	7人	2人	2人	1人	1人	1人	1人
(参考) 1人当たり交付額	91,710	161,046	105,670	40,925	105,670	127,456	42,860	118,243

※議長は申し合わせにより会派に所属しません。

調査研究費：会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

研修費：会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

資料作成費：会派等が行う市政に関する調査研究に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費：会派等が行う市政に関する調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費

市ホームページでは、領収書の写し（平成29年度分から）・政務活動費で行った視察・研修報告書を公開しています。政務活動費の領収書等は、議会事務局で閲覧できます。



市ホームページ  
政務活動費へ